

宮城県監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第 12 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成 18 年 7 月 14 日

宮城県監査委員 菊 地 浩
宮城県監査委員 藤 原 範 典
宮城県監査委員 阿 部 徹
宮城県監査委員 谷地森 涼 子

記

1 監査委員の報告日

平成 18 年 4 月 11 日

2 通知のあった日

平成 18 年 6 月 28 日

3 監査委員の報告の内容及び県知事の措置の内容

(1) 団体名 財団法人東北開発研究センター

監査委員の報告の内容

予算超過支出が認められたので、適切な予算執行に努める必要がある。

措置の内容

補正予算等による対応も可能であったことから、今後は支出超過のないよう、適切な予算の編成・執行がなされるよう指導した。

(2) 団体名 財団法人宮城県国民年金福祉協会

監査委員の報告の内容

ア 正味財産が赤字となっているので、効率的な事業運営と財務内容の健全化に努める必要がある。

イ 現金の保管管理を厳正に行うとともに、現金過不足を防止する管理体制を確立する必要がある。

措置の内容

ア 効率的な事業運営と財務内容の健全化に努めるよう指導していく。

イ 現金保管及び出納の管理強化に努めるよう指導していく。

(3) 団体名 財団法人宮城県腎臓協会

監査委員の報告の内容

大科目間での予算流用が認められたので、適切な予算執行に努める必要がある。

措置の内容

予算補正手続等を適切に行うよう指導した。また、今後の検査の中でも指導していく。

(4) 団体名 株式会社テクノプラザみやぎ

監査委員の報告の内容

繰越欠損金の解消に努める必要がある。

措置の内容

引き続き、高い入居率の維持に努め、収入の柱である家賃収入の増加を図る一方、経費の圧縮を継続することにより、累積損失を早期に解消できるよう指導していく。

(5) 団体名 財団法人みやぎ農業担い手基金

監査委員の報告の内容

予算超過支出が認められたので、適切な予算執行に努める必要がある。

措置の内容

今後、予算執行については、充分留意し、適切な執行に努めるよう指導していく。

(6) 団体名 財団法人宮城勤労者いこいの村

監査委員の報告の内容

正味財産が基本金を下回っているので、効率的な事業運営と財務内容の健全化に努める必要がある。

措置の内容

当該団体の決算において指摘事項の解消がなされていることを確認したので、今後の団体指導等においても引き続き財務状況の確認を行って適切に指導していく。

(7) 団体名 社団法人宮城県農業公社

監査委員の報告の内容

ア 農用地等保有地含み損を売買損失引当金に全額計上し、財務内容を計算書類に正しく表示するとともに、繰越欠損金の解消に引き続き努める必要がある。

イ 預金の残高確認を的確に行う検証体制を整備する必要がある。

ウ 農地保有合理化関連未収金の回収に引き続き努める必要がある。

措置の内容

ア 正しい表示に改めるよう指導した。繰越欠損金については、公社で策定予定の中期経営改善計画に沿って経営改善を図り、繰越欠損金の解消に努める

よう指導した。

イ 二重のチェック体制とするよう指導した。

ウ 未収金の発生防止と、多額の滞納者に対しては法的措置を含めて、収納促進を図るよう指導した。

(8) 団体名 社団法人宮城県配合飼料価格安定基金協会

監査委員の報告の内容

予算超過支出が認められたので、適切な予算執行に努める必要がある。

措置の内容

予算額を超過しないように、希望金額等について情報収集に努め、適切な予算額の設定をするよう、指導した。

(9) 団体名 社団法人宮城県漁業無線公社

監査委員の報告の内容

ア 正味財産が出資金を下回っているので、効率的な事業運営と財務内容の健全化に努める必要がある。

イ 予算超過支出が認められたので、適切な予算執行に努める必要がある。

ウ 未収金の収納促進と発生防止に努める必要がある。

措置の内容

ア 平成 17 年度に実施した公益法人検査結果でも同様の指摘を行い指導してきているところである。その結果、今年度から役・職員の給与を切り下げるなど支出削減をしておこなっている。今後も継続して効率的な事業運営と財務内容の健全化に努めるよう指導していく。

イ 平成 17 年度に実施した公益法人検査結果でも同様の指摘を行い指導してきているところである。今後も適切な予算執行を指導していく。

ウ 以前から機会があるごとに同様の指摘を行い指導してきているところである。今後も継続して未収金発生防止の為可能な限りの方策を検討し、新たな発生防止と回収を指導していく。

(10) 団体名 財団法人翠生農学振興会

監査委員の報告の内容

ア 予算超過支出が認められたので、適切な予算執行に努める必要がある。

イ 運用財産に損失が発生しており、今後の財産の管理及び運用を適切に行う必要がある。

措置の内容

平成 17 年 12 月 22 日に実施した公益法人の設立及び監督に関する規則等に基づく当該法人に対する立入検査において、次のとおり指導した。

ア 適正な予算編成及び予算執行に努めるとともに、必要に応じて補正予算を計上すること。

イ これまでも指導してきたとおり，元本保証の安全な資産に交換するなど適切な管理・運用を行うこと。

(11) 団体名 塩釜港開発株式会社

監査委員の報告の内容

ア 繰越欠損金の解消に引き続き努める必要がある。

イ 長期未収金の収納促進に努める必要がある。

措置の内容

ア 経費節減等の経営改善に努めるよう指導した結果，第10期から第12期までの3ヶ年間に於いて，約4,840万円の純利益を計上し，繰越欠損金の解消が進められた。今後ともなお一層テナント確保等を行い，欠損金の解消に努力していくよう指導していく。

イ 長期未収金については，分割納入を実施するなど収納促進に努めていると認められる。今後も，より効果の高い回収策の検討を求めるなどの指導を継続していく。

(12) 団体名 仙台エアカーゴターミナル株式会社

監査委員の報告の内容

繰越欠損金が増加しているため，引き続き経営改善に努める必要がある。

措置の内容

具体的な経営改善策に取り組んでおり，特に17年度においては，単年度赤字の解消には至らなかったものの，大きな改善効果が見られたので，今後とも経営改善が着実に実施されるよう，出資者の立場から助言していく。

(13) 団体名 社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会

監査委員の報告の内容

出納印，通帳等の保管管理を厳正に行うとともに，出納に関する内部統制を改善する必要がある。

措置の内容

法人会計組織を改正するなど，改善が図られた。今後も社会福祉法人会計基準，経理規定に基づき適正な会計事務処理を行うよう指導していく。